

社会基盤整備、農業振興策及び 観光・産業振興策に関する提言書

令和7年12月

平泉町議会 産業建設常任委員会

社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言

1. はじめに

「少子高齢化」と言われる状況は平泉町においても、基幹産業の農業はもとより、町内産業にも大きな影響を及ぼすとともに、地域経済や暮らしにも大きな変化をもたらし、それへの対応が求められています。

また、世界的な課題となっている地球温暖化による異常気象は、自然災害の頻発とともに、農業生産に与える影響に留まらず、生態系にもおよび鳥獣被害拡大の要因ともなっています。

こうした状況を踏まえ、持続可能で安心安全な地域づくりのために、住民要望を踏まえた改善策と対応策を方向付けることを目的として提言いたします。

2. 本町を取り巻く状況と課題

本委員会は、①社会基盤整備について、②農業振興策について、③観光・産業振興策について調査をしてきました。

社会基盤整備については、長年の課題となっている町道の改良を引き続き推進するとともに、住民生活と密接不可分となっている「景観条例」の見直し改定などが課題となっています。

農業振興では、地球温暖化に伴う自然災害や遊休農地への対応と後継者対策が急がれます。とりわけ近年急増しているクマの出没、新たなイノシシ被害の拡大など、相次いで住宅の近隣での目撃情報が報告されていることに住民は危機感を募らせています。町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、新たに緩衝帯を設置するなどの施策を展開することとしていますが、限界もあります。また、防護柵の設置が、被害地域の拡大にもなっている中で求められるのは、個体数の削減努力です。町内の鳥獣被害防止対策実施隊員は増えているものの、不断の活動としてのモチベーションが高まっていない背景と要因に注視しなければなりません。

観光・産業振興策では、物価高騰が町内事業者の経営と暮らしに及ぼす影響は改善に向けた途上であり、その支援策も求められています。

3. 提言

(1)社会基盤整備について

長年の課題である町道の改良路線の推進を引き続き図られたい。

景観条例においては、都市計画マスターplanの改定を踏まえ、一般住宅は規制の対象外、または緩やかな基準にするほか、町の街並みにおいても、地域の特性ごとに景観形成の方針や基準を定めるなど、他自治体の「景観条例」も参考にし、住民との話し合い、協議を大事にしながら、住民の要望に沿った改定に取り組まれたい。

(2)農業振興策について

町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、野生鳥獣対策の体制強化を図られたい。特に、クマ対策として茂み削減のための刈り払いや里山の整備のため地域や団体への補助制度の整備、緊急銃猟の体制確立、実施隊活動報酬及び有害鳥獣捕獲謝礼などの見直しと改善を検討するほか、県や国への要望など、秋田県や花巻市など先進地域の取り組みを参考に対策を講じられたい。

なお、鳥獣被害防止対策にかかる実施隊活動報酬、有害鳥獣捕獲謝礼及び配分について別紙のように見直しと改善を検討されたい。

(3)観光・産業振興策について

物価高騰のなか、価格転嫁が難しい中小零細事業者の廃業や倒産が、岩手県内では2011年の東日本大震災に次いで増えていることから、町内事業者への支援を強められたい。

現在、平泉町では「オーバーツーリズム」と言われている状況はないものの、平泉町は面積あたりの入込客数が全国有数の観光地でもあり、今後、国の方針による観光客の急増も考えられることから、その動向を注視し対応策も検討されたい。

<別 紙>

実施隊活動報酬、有害鳥獣捕獲謝礼などの見直しと改善を求める事項

(令和8年度以降の見直し)

1. 実施隊活動報酬、有害鳥獣捕獲謝礼及び配分について

		改正要望(案)	
● イノシシ 1頭 : 14,000円		成獣	幼獣
内 訳 : 町より 5,000円		⇒ 13,000円	6,000円
県より 7,000円		⇒ 5,000円	5,000円
わな捕獲報酬 2,000円			
現在の捕獲報酬の分配		改正要望(案)	
わな捕獲者へ	⇒ 4,000円	成獣	幼獣
止刺・解体・埋設者へ	⇒ 4,000円	⇒ 13,000円	6,000円
(従事人数で案分)			
獵友会平泉分会へ	⇒ 6,000円	⇒ 5,000円	5,000円
※ 実施隊活動報酬(日額)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	※ 実施隊員活動報酬
・ 4時間以上	⇒ 5,800円	1,450円/1人・時間	
・ 4時間未満	⇒ 2,900円		(30分超切上)
● シカ(わな捕獲) 1頭 : 14,000円		改正要望(案)	
内 訳 : 町より 4,000円		成獣	幼獣
県より 8,000円		⇒ 12,000円	5,000円
わな捕獲報酬 2,000円		⇒ 5,000円	5,000円
現在の捕獲報酬の分配		改正要望(案)	
わな捕獲者へ	⇒ 4,000円	成獣	幼獣
止刺・解体・埋設者へ	⇒ 4,000円	⇒ 12,000円	5,000円
(従事人数で案分)			
獵友会平泉分会へ	⇒ 6,000円	⇒ 5,000円	5,000円
※ 実施隊活動報酬(日額)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	※ 実施隊員活動報酬
・ 4時間以上	⇒ 5,800円	1,450円/1人・時間	
・ 4時間未満	⇒ 2,900円		(30分超切上)
● ツキノワグマ 1頭あたり : 20,000円		改正要望(案)	
内 訳 : 町より 20,000円		成獣	幼獣
		⇒ 廃止	
		※ 従事した実施隊員	
		(従事人数で案分)	
新設要望(案)		改正要望(案)	
● シカ・イノシシ 1頭 : 12,000円		成獣	幼獣
(銃による捕獲)		⇒ 12,000円	5,000円
内 訳 : 町より 5,000円		⇒ ※ 実施隊員活動報酬	
県より 7,000円		1,450円/1人・時間	
		(30分超切上)	

2. 有害鳥獣捕獲事業期間における「ハンター保険」の加入について

- 実施隊員(獵友会平泉分会員)が加入している「ハンター保険」の適用は「狩猟」を対象としていることから、有害鳥獣捕獲事業期間における、銃の使用を補完する「保険の加入」が求められる。

平泉町議会 産業建設常任委員会

委員長；三枚山光裕

副委員長；大友仁子

委員；千葉勝男、高橋伸二、小埜寺享